

令和4年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R4. 7. 19	R4. 8. 1	5-建管第364号 11-建管第576号 16-建管第177号 16-建管第273号の2 全4件の道路区域証明	5	1														建設局 第六建設事務所 管理課
2	R4. 7. 27	R4. 8. 3	第1回変更 電線共同溝設置に伴う道路復旧工事 (3六-環3言間) 設計書類一式	※	1														建設局 道路管理部 安全施設課
3	R4. 7. 20	R4. 8. 3	・都市計画道路 幹線街路環状 第5の1号線(千駄ヶ谷)事業実施 に伴う設計協議について(協議) ・都市計画道路 幹線街路環状 第5の1号線(千駄ヶ谷)事業実施 に伴う設計協議について(回答)	※	1														建設局 第二建設事務所 工事第一課
4	R4. 7. 25	R4. 8. 3	令和4年度骨格幹線道路の調査費調書	1	1														建設局 道路建設部 管理課
5	R4. 8. 4	R4. 8. 8	街路築造工事(26三-放25新小川町) しゅん工図のうち ・標準横断面図 ・区画線工平面図(1) ・区画線工平面図(2) ・区画線工平面図(3) ・区画線工平面図(4)	※	1														建設局 第三建設事務所 工事第一課
6	R4. 8. 4	R4. 8. 15	・自転車走行空間整備工事 (29三-1)早稲田通り ・自転車走行空間整備工事 (30三-1)早稲田通り ・路面補修工事(2三の3・遮熱性 舗装)及び自転車走行空間整備工事 (2三-2)早稲田通り ・自転車走行空間整備工事 (31三-1)早稲田通り ・自転車走行空間整備工事 (2三-1)早稲田通り 上記の各しゅん工図のうち平面図 (標準横断面入り)	※	1														建設局 第三建設事務所 補修課
7	R4. 8. 4	R4. 8. 15	自転車走行空間整備工事 (31南西-1) ・全体平面図 ・平面図 ・標準断面図	9	1														建設局 南多摩西部建設事務所 補修課

令和4年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
8	R4.8.4	R4.8.16	<ul style="list-style-type: none"> 【No. 18 都道308平和橋通り】 ・路面補修工事 (26五の1・歩道改善) 及び自転車走行空間整備工事 (26五-1) ・自転車道整備工事 (22五-平和橋通り) ・自転車道整備工事 (23五-平和橋通り) ・自転車道整備工事 (22五-平和橋通り) 平面図 (警視庁協議資料) ・堀切5丁目交差点~四つ木中学校入口交差点・東小松川交差点~東小松川4丁目交差点・船堀3丁目交差点~葛西橋東詰交差点 警視庁協議図面 【No. 31 都道499ゆりのき通り】 ・路面補修工事 (23五の14・遮熱性舗装) 【No. 44 国道14号】 ・警視庁協議図① ・警視庁協議図② 	※	1														建設局 第五建設事務所 補修課
9	R4.8.4	R4.8.17	一般都道108号東京朝霞線、練馬区大泉町2丁目62-18前~大泉町2丁目60前交差点の整備後の平面図及び標準横断面図	※	1														建設局 第四建設事務所 工事第一課
10	R4.8.4	R4.8.17	<ul style="list-style-type: none"> 【椎名町上石神井線に関するもの】 ・路面補修工事 (29四の2・歩道改善) 標準断面図及び平面図 ・路面補修工事 (30四の5・歩道改善) その2 標準断面図及び平面図 ・自転車走行空間整備工事 (2四-2) 及び視覚障害者誘導用標示シート設置工事 (2四-3) 平面図 【南田中町旭町線の区間①に関するもの】 ・自転車走行空間整備工事 (27四-2) 平面図及び標準断面図 ・自転車走行空間整備工事 (28四-2) 平面図及び標準断面図 ・自転車走行空間整備工事 (29四-1) 平面図及び標準断面図 ・自転車走行空間整備工事 (30四-3) 平面図及び標準断面図 	※	1														建設局 第四建設事務所 補修課

令和4年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
11	R4. 6. 29	R4. 8. 17	(1) 補助128号 世田谷区世田谷2-29 施工前後写真 (2) 防護柵設置工事(3二-1) 単価契約 工事設計書 (3) 防護柵設置工事(3二-4) 単価契約 工事設計書 (4) 防護柵設置工事(3二-1) 単価契約 設計図 (5) 防護柵設置工事(3二-4) 単価契約 設計図 (6) 防護柵設置工事(3二-4) 単価契約 施工前後写真 (7) 東京都第一建設事務所管内図 (8) 東京都第二建設事務所管内図	※	1														建設局 道路管理部 安全施設課
12	R4. 8. 4	R4. 8. 18	令和4年3月31日付 令和4年度道路賠償責任保険の証券及び明細書	7	1							1						(第7条第4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 道路管理部 路政課
13	R4. 8. 4	R4. 8. 19	(1) 境川水系 河川整備計画 東京都区間 治水編 参考資料 平成27年2月 東京都のうち 流下能力表(2/9)から 流下能力表(9/9)まで (2) 境川水系河川整備計画(案) 参考資料(治水編) 平成27年3月 神奈川県 東京都のうち 境川平面図(14/27)から 境川平面図(19/27)まで	※	1													建設局 河川部 計画課	
14	R4. 6. 29	R4. 8. 19	(1) 特例都道第437号線(不忍通り)及び特例都道452号線(昌平橋通り)の道路改良事業に伴う設計協議について(協議) (2) 特例都道第437号線(不忍通り)及び特例都道452号線(昌平橋通り)の道路改良事業に伴う設計協議について(回答) (3) 交差点改良工事その2 (29五-主318葛西南高東交差点)特記仕様書 (4) 交差点改良工事その2 (29五-主318葛西南高東交差点)平面図一式	※	1													建設局 道路管理部 安全施設課	

令和4年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
15	R4. 6. 29	R4. 8. 22	(1) 道路維持工事(二の3) 単価契約その1 完了届 (2) 道路維持工事(二の3) 単価契約その1 施工内容確認申請書 (3) 道路維持工事(二の3) 単価契約その1 工事写真帳 (4) 事業地管理工事(単価契約) その3-2 完了届 (5) 事業地管理工事(単価契約) その3-2 施工内容確認申請書 (6) 事業地管理工事(単価契約) その3-2 施工前後写真 (7) 複交差点 ガードパイプ設置 施工前後写真 (8) 防護柵設置工事(3ニ-1) 単価契約 工事検査調書(しゅん功) (9) 防護柵設置工事(3ニ-1) 単価契約 完了届 (10) 防護柵設置工事(3ニ-4) 単価契約 工事検査調書(しゅん功) (11) 防護柵設置工事(3ニ-4) 単価契約 完了届 (12) 防護柵設置工事(3ニ-1) 単価契約 施工前後写真	※		1													(第7条第2号) 公にすることにより、特定の個人を識別することが出来るものであるため。 (第7条第4号) 公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 (第7条第3号及び第6号) 単価及び金額については、見積業者の経営上の情報であり、これらを開示した場合には他の業者に経営上の情報が知られることとなり、当該業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、今後当局が行う同種の工事において適切な入札競争が見込まれなくなるため。	建設局 道路管理部 安全施設課
16	R4. 6. 29	R4. 8. 23	交差点改良工事その2 (29五-主318葛西南高東交差点) 施行前後写真			1					1								(第7条第2号) 公にすることにより、特定の個人を識別することが出来るものであるため。	建設局 道路管理部 安全施設課
17	R4. 8. 10	R4. 8. 23	新宿副都心4号線区域変更並びに供用開始について (昭和58年10月7日付 ○○ ○○からの「歩行者都階段撤去のお願いについて」)に係る書類一式	※	1															建設局 第三建設事務所 管理課
18	R4. 8. 12	R4. 8. 24	・公園占用許可申請書 ・公園占用許可書 ・イベント主催者からの報告書	※		1					1								(第7条第2号) 公にすることにより、特定の個人を識別することが出来るものであるため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
19	R4. 8. 12	R4. 8. 24	・熱中症に関し、東京都、消防、公園管理者から指導があったと報道されているがその関係の文書 ・イベント中止の通知書																当該文書は、実施機関で作成しておらず存在しない。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課

令和4年度 公文書開示（8月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
20	R4.8.4	R4.8.24	(1) 自転車走行空間整備工事 (30北南-1) 及び歩道暫定 整備工事 (30北南-若松町) (2) 街路築造工事及び舗装工事 (27北南-調布3・2・6Ⅲ期 区間) (3) 路面補修工事 (30北南の17) 及び自転車走行空間整備工事 (30北南-2) (4) 街路築造工事及び電線共同溝 設置工事 (28北南-調布3・4・17若葉 町) (5) 自転車走行空間整備工事 (29北南-1) 及び視覚障害者 誘導用ブロック設置工事 (29北南-2) (6) 自転車走行空間整備工事 (31北南-1) (7) 自転車走行空間整備工事 (26北南-1) (8) 路面補修工事 (27北南の9) 及び自転車走行空間整備工事 (27北南-1) 上記の各しゅん工図のうち、平面図、 標準横断面図	※	1													建設局 北多摩南部建設事務所 補修課	
21	R4.8.8	R4.8.24	都道に関する事業の施行に伴う区域決 定等の事務手続要綱 (要綱・実施細則・解説) 平成18年4月 東京都建設局	145	1													建設局 道路管理部 路政課	
22	R4.8.18	R4.8.25	あきる野市草花地区(2) 急傾斜地崩 壊対策基本計画検討のための地質調査 ・委託設計書 ・委託総括書 ・種別内訳書 ・代価明細表 ・材料品調書	47	1													建設局 河川部 計画課	
23	R4.7.13	R4.8.26	路線名王子金町江戸川線における区域 決定した起案文書一式															該当文書は、東京都情報公開条例第2条第2項第2号の「東京 都公文書館等の管理に関する条例（平成29年東京都条例第39 号）第2条第4項に規定する特定歴史公文書等」に該当し、本 条例で請求の対象となる「公文書」に該当しない。	建設局 道路管理部 路政課

令和4年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
24	R4. 6. 29	R4. 8. 26	その1 国土技術政策総合研究所の事故対策データベースシステムに管理者が登録したもののうち、対策工種が「交差点コンパクト化」を含み、事業区分が「事故危険箇所（H29）」の交差点・区間に関するもので、様式A・様式B・工事前・工事後に限る。 その2 その1において対象となった「交差点コンパクト化」にかかる交差点・区間のうち、その工事にかかる以下の工事関係文書 1. 都道府県公安委員会との道路法95条の2に係る協議文書（一式）事前協議も含む 2. 都道府県警察本部及び管轄警察署との協議や立会記録 3. 特記仕様書 4. 平面図（一式） 5. 工事前後の写真 6. 支出負担行為決議書（決裁文書含む） ほか				1										(1) 「台東区池之端」公文書の件名その2について保有しておらず、存在しない。 (2) 「江戸川区南葛西3丁目」公文書の件名その2について令和3年7月に廃棄済みであり、現在は存在しない。 (3) 「足立区中川5丁目」公文書の件名その2について未着手であるため、存在しない。 (4) 「台東区池之端」、「江戸川区南葛西3丁目」、「足立区中川5丁目」公文書の件名その3、その4について存在しない。	建設局 道路管理部 安全施設課	
25	R4. 7. 13	R4. 8. 26	都市計画道路事業の認可申請について（補助第143号線（柴又）（31建造建計第117号）	13	1													建設局 道路建設部 計画課	
26	R4. 7. 13	R4. 8. 26	大島循環線事業箇所大島公園 事業開始時の工程表	2	1													建設局 道路建設部 道路橋梁課	
27	R4. 7. 13	R4. 8. 26	(1) 26建造管路第375号（都道大島循環線（一般都道208号）の区域変更について（大島町泉津地内）大島支庁） (2) 22建造管路第512号「都道三宅循環線の区域変更について（第212号三宅村坪田地内）」 (3) 24建造管路第242号「都道の区域変更について 都道三宅循環線（三宅島三宅村坪田地内）三宅支庁」	222	1					1	1						(第7条第2号) 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (第7条第3号) 公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	建設局 道路管理部 路政課	
28	R4. 7. 13	R4. 8. 26	31建造管路第931号「都道の区域変更について 都道王子金町江戸川線（葛飾区柴又七丁目地内から同区柴又五丁目地内）」	129	1					1	1						(第7条第2号) 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (第7条第3号) 公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	建設局 道路管理部 路政課	
29	R4. 7. 13	R4. 8. 26	路線名王子金町江戸川線における工程表				1											当該文書は、現に保有しておらず、存在しない。	建設局 道路建設部 道路橋梁課

令和4年度 公文書開示（8月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
30	R4. 7. 13	R4. 8. 26	①大島循環線事業箇所泉津3期 ③三宅循環線事業箇所坪田 ④三宅循環線事業箇所坪田2期 における工程表、工程表の作成した日 付のわかる文書					1										当該文書は、現に保有しておらず、存在しない。	建設局 道路建設部 道路橋梁課
31	R4. 7. 13	R4. 8. 26	都道大島循環線事業箇所大島公園の区 域変更手続きを行った際の起案文書一 式					1										当該文書は、区域変更を行っていないため、実施機関では作成 及び取得しておらず、存在しない。	建設局 道路管理部 路政課
32	R4. 8. 22	R4. 8. 29	土砂災害防止に関する基礎調査 (急傾斜地の崩壊) (急傾斜地の崩壊区域調査) 201034-K024 個人情報を除く	※	1														建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 工事課
33	R4. 8. 8	R4. 8. 29	27建道管路第748号「都道本郷赤羽線 の区域変更について（北区上十条二丁 目1番11地内から同区十条仲原二丁目 14番8地内まで）」	131		1					1	1						(第7号第2号) 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるた め。 (第7条第3号) 公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営上 の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	建設局 道路管理部 路政課
34	R4. 8. 4	R4. 8. 29	・自転車走行空間整備工事（26西- 1） ・自転車走行空間整備工事（27西- 1） ・路面補修工事（28西の6）及び自転 車走行空間整備工事（28西-1） ・自転車走行空間整備工事（29西- 1）及び路面補修工事（29西の13） 平面図及び標準横断面図 図面一式	※	1														建設局 西多摩建設事務所 補修課

令和4年度 公文書開示（8月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
35	R4. 7. 1	R4. 8. 29	下記文書の兼業許可申請書及び許可書 ・31建総総第161号 ・31建総総第311号 ・31建総総第402号 ・31建総総第410号 ・31建総総第494号 ・31建総総第987号 ・31建総総第1049号 ・31建総総第1058号 ・2建総総第4号 ・2建総総第377号 ・2建総総第425号 ・2建総総第453号 ・2建総総第620号 ・2建総総第817号 ・2建総総第293号 ・2建総総第323号 ・2建総総第336号 ・2建総総第357号 ・2建総総第445号 ・2建総総第614号 ・2建総総第749号 ・2建総総第777号 ・2建総総第816号 ・2建総総第834号 ・2建総総第872号 ・2建総総第279号 ・2建総総第310号	56		1												(第7条第2号及び第4号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに該当するため。また、偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため。 (第7条第3号) 公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するため。 (第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害する恐れがあるものに該当するため。	建設局 総務部 総務課

令和4年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
36	R4. 7. 1	R4. 8. 30	下記文書の兼業許可申請書及び許可書 ・31建総職第18号 ・31建総職第396号 ・31建総職第580号 ・31建総職第589号 ・31建総職第729号 ・31建総職第910号 ・31建総職第1002号 ・31建総職第1470号 ・31建総職第1476号 ・31建総職第1500号 ・2建総職第9号 ・2建総職第17号 ・2建総職第19号 ・2建総職第20号 ・2建総職第196号 ・2建総職第716号 ・2建総職第733号 ・2建総職第776号 ・2建総職第1316号 ・3建総職第5号 ・3建総職第481号 ・3建総職第507号 ・3建総職第559号 ・3建総職第698号 ・3建総職第859号 ・3建総職第1243号 ・3建総職第1261号 ・3建総職第1510号 ・4建総職第28号 ・4建総職第30号 ・4建総職第31号 ・4建総職第224号 ・4建総職第291号 ・4建総職第496号 ・4建総職第505号	97		1												(第7条第2号及び第4号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものに該当するため。また、偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため。 (第7条第3号) 公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するため。 (第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害する恐れがあるものに該当するため。	建設局 総務部 職員課
37	R4. 8. 25	R4. 8. 31	湯殿川整備工事（その38）竣工図 （個人情報を除く）	※	1													建設局 南多摩西部建設事務所 工事課	

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。